

コンプライアンス確立に向けての取り組み

活動実績報告(平成25年1月～3月)

並びに

平成25年度事業計画

平成25年4月5日

一般社団法人高知県建設業協会

コンプライアンス確立に向けての取組み

Ⅰ. 「法令遵守と信頼回復に向けての改善計画書」に基づく活動実績について

「法令遵守と信頼回復に向けての改善計画書」(要約)	取組実績(平成25年1月～3月)
Ⅰ. はじめに ・平成24年10月17日、公正取引委員会から、県内建設業(土木)36社に対し排除措置命令及び課徴金納付命令が出された。 ・会員企業が違法行為を続けてきたこと、そのことが建設業の信頼失墜を招いたことを深く反省する。 ・当該会員企業に対し、厳重なる注意を行うとともに、コンプライアンス確立の要請を行ったところである。 ・二度とこのようなことが起きないよう、以下に掲げる事項を、会員一丸となって取り組み、県民の信頼回復を実現していく。 Ⅱ. コンプライアンス確立に向けての取組み 1. 違法行為のできない仕組みづくり (1) 「コンプライアンス委員会」の活動 ・平成24年4月、「コンプライアンス委員会」設置 ・今後の活動として、 様々なコンプライアンス活動を強力に推進する。 今回の事案の事実関係を総括し、倫理委員会に報告する。 倫理委員会の助言・提言を受け、より効果的な活動を実施する。	(改善計画書は平成25年1月22日に県知事に提出) (独禁法違反認定会員に対し平成24年12月13日付け、企業のコンプライアンス確立の要請文書を送付) コンプライアンス委員会 ・1月～3月：3回委員会を開催 (会議開催実績は別途Ⅲに掲載) ・独占禁止法違反事案の総括(まとめ) 12月27日から翌1月24日にかけて、違反認定企業36社から聞き取り調査を行い、それを基にこの度の事案の総括を行い、1月30日の

(2) 協会外部の有識者で構成する「倫理委員会」の新設 ・外部の有識者だけで構成する「倫理委員会」を設置する。 ・倫理委員会は協会(コンプライアンス委員会)が行う事業をチェックし、再発防止に向けた助言・提言を行う ・「公益通報制度」における公益通報の有無、内容の報告を受け、通報の処理方法や制度の改善点等について協議する。 ・コンプライアンス委員会が行った、この度の独占禁止法違反の検証、総括の報告を受け、当協会に対して再発防止に向けての助言・提言を行う。 ・会員において法令違反が懸念される事象がないか検証し、必要な助言、勧告を行う。 ・倫理委員会に対しできる限りの権限を与える。	倫理委員会において報告。 〈総括を踏まえた対策〉 ・多様な研修会、勉強会の開催 ・会員企業の研修の支援 ・コンプライアンスに関する相談窓口の設置 ・中村河川国道事務所発注樋門耐震工事の談合情報に対応、倫理委員会に報告。 (談合情報への対応は別途Ⅱに掲載) ・高知県建設会館の会議室使用管理の徹底 独占禁止法違反業者から建設会館会議室が談合を行う場となっている旨の供述があったことから、会議室の使用目的を確認し管理を徹底。 倫理委員会 ・1月～3月：5回委員会を開催) ・3回の準備会を経て1月15日に発足(委員5名) ・倫理委員会設置要綱、公益通報取扱要綱、情報公開規程、不祥事を起こした会員に対する措置基準の決定 ・協会(コンプライアンス委員会)が行った独占禁法事案の総括を受理 ・協会活動をチェック、協会の理事会に対し意見・提言・勧告を行う。 ・談合情報等について協議(別途Ⅱ参照)
---	---

(3) 監視機能の強化としての「公益通報制度」の創設 ・独禁法等の法令違反行為を確認した際の通報制度を創設する ・「通報者」の保護が担保される体制を確立する ・倫理委員会で通報処理に関する基本的事項を決定する ・違法性が疑われる情報は公共工事発注者等に報告し、厳正に対処する (4) 情報公開の推進、県民の意見の反映 ・事業計画や倫理委員会等の会議内容をホームページ等で公開する。 ・協会ホームページに県民の意見が届く窓口を設置する。 (5) 国、県が取り組む対策への協力 2. 法令遵守の意識付け、企業倫理の高揚を目指す取り組み (1) 行動規範としての「行動憲章」の策定 ・11月13日の臨時総会で、新しい「行動憲章」を決議、宣言 ・「行動憲章」を職場に掲示するなど、法令遵守の意識を喚起する ・違反の疑義が生じた場合は、コンプライアンス委員会、倫理委員会で協議する 速やかに改善されるよう適正に対応する (2) 定期的な講習会の実施 ・今後も定期的かつ継続的なコンプライアンス講習会を実施する ・各支部、会員企業の講習会開催を支援する（講師の斡旋等）	公益通報制度 ・倫理委員会委員長を公益通報取扱責任者として1月22日(火)スタート ・毎週火曜日と木曜日を通報受付日として倫理委員会委員が対応 ・これまで3件の通報有り（公益通報には該当しない） 1件は該当する業界団体に対し通報内容を報告 情報公開 ・ホームページに財務内容、事業計画、理事会の議事録を公開 ・県民の意見が届く「ご意見ご要望」窓口を設置 行動憲章 ・掲示用「行動憲章」 A3版とA4版 計1000部 会員に配付 ・会員企業内で十分活用されるよう、各企業への周知を徹底 ・ホームページに掲載し、県民の方々へも周知 講習会の開催実績 ・2月25・26・28日、3月1・4日（支部訪問を兼ねての実施） （5日間、県内6会場：出席会員225社、230名） - 南国市・四万十町・四万十市・高知市・室戸市・安芸市 協力：高知県警察部刑事部組織犯罪対策課、高知県民暴力追放セン
--	---

ター、公正取引協会 内容：①独占禁止法 ②暴力団排除 ③県の入札制度の変更点 意見交換：上記について会員と意見交換を実施 コンプライアンス啓発ポスター等、作成と配付 ・ポスター2種類 2100部作成、会員に配付、事務室、会議室に貼付 ・掲示用「行動憲章」 A3版とA4版 計1000部作成、会員に配付 ・クリアファイル 2000部作成、会員に配付、随時活用 ・テキスト「入札談合と独占禁止法」（公正取引協会発行）500部購入 会員に配付 支部の活用 ・支部長会においてコンプライアンスの意識付け徹底 宣誓書 ・会員に対する法令遵守の宣誓書の提出要請 - 土木部会会員 435社中 411社が提出 12支部のうち 10支部で全会員が提出 (未提出 24社…B(3社), C(6社), D(8社), ランク無または退会(7社)) - 未提出企業に対しては、意見交換を通して提出を要請 活動の総括・検証・改善 ・四半期ごとに取り組みを検証し、必要に応じて計画の見直し。 ・実施した活動についてはコンプライアンス委員会と倫理委員会にフィードバック ・倫理委員会は開催をマスコミに周知し、公開で行う。	(3) ポスターの作成・掲示 ・会員本社、現場事務所にコンプライアンスポスターを掲示する ・その他、様々な啓発活動を検討し、実行する (4) 支部を活用した会員への周知徹底、宣誓書の提出 ・12支部を通じ、個々の会員企業に意識の徹底を図る ・法令遵守を徹底する宣誓書の提出 3. 各種活動の定期的かつ継続的な総括と検証・改善、活動の情報公開 (1) PDCAサイクルによる業務改善 (2) 活動の情報公開 当協会ホームページや機関誌等を活用して取り組みを広報、情報公開する。 (3) 各会員企業におけるコンプライアンスの取組進捗状況の把握、実行促進
---	--

(4) 行政への定期的活動報告

Ⅲ. 建設業の社会的責任、地域社会への貢献

1. 災害への備え、対応
2. 防犯活動、道路清掃などの地域貢献活動
3. 暴力団等反社会的組織の徹底的な排除

・企業が行う事業(コンプライアンス講習、勉強会等)への協力、講師
斡旋：現在4社1団体から依頼、対応中

・改善計画書に基づく取組みの状況を四半期ごとに国、県、自治体に
報告

・第1回の報告は平成25年4月予定

防災事業

会員企業の重機、オペレーターの所有状況、所有場所がパソコン上
で一目でわかる「重機・資機材の情報化システム」を新たに稼働

清掃活動

高知県県民一斉美化活動月間(清掃活動)

(高知市内は2月3日(日)106名が参加)

防犯活動

本部では月2回、夜間の防犯パトロール活動を継続

暴力団排除

2月25日から3月5日までの支部訪問、コンプライアンス講習に合
わせ、暴力団排除講習を実施(既述)

II. 談合情報への対応

1. 越知町発注工事

報道内容	建設業協会の対応
(1月18日高知新聞抜粋要約) 越知町発注「総合運動場グラウンド施設整備工事」指名競争入札に7業者が参加、一業者が予定価格(8765万円)の99.8%8750万円で落札、2社3名が談合容疑で逮捕。 (2月8日記事抜粋要約) 町が非公表としていた設計金額を建設業者が設計業者から入手していたとして、県警捜査2課などは地元の建設業者の社長ら2人を再逮捕、高知市内の設計業者を逮捕した。また、これとは別の町発注工事「越知中今成グラウンド防球ネット設置工事」で談合を行った疑いで、3人を再逮捕した。 (2月28日記事抜粋要約) 談合容疑で逮捕していた3人に「略式起訴」罰金80～100万円の略式命令を出した。	第3回(2月12日)、第4回(3月5日)の倫理委員会で協議 平成22年当時の事案であり「不祥事を起こした会員に対する措置基準」の対象としない。 協会としては、当該入札参加者全ての刑罰の確定していない現状で、調査を行うことにはならないが、まずは、今後の動きを注視し、状況把握を行っていく。

2. 国交省中村河川国道事務所発注樋門耐震工事、談合疑いの事案

報道内容	建設業協会の対応
(1月19日高知新聞抜粋要約) 四国地方整備局中村河川国道事務所発注四万十市の樋門耐震工事2件一般競争入札で談合の疑いが生じ、入札手続きを取り止め。 平成24年11月22日改札、工事費内訳書に、4社が同じ内訳書を基に数字を入れ替えて内訳書を作成した形跡があった。 その結果、内訳書に記載された資材費などの単価と同事務所の積算額に大きな隔たりがあり、発注時期が同じ他の類似工事と単価が大きく異なっていた。	倫理委員会が入札参加業者を調査し、第3回同委員会(2月12日)で協議。コンプライアンス委員会が入札に参加した4社に工事費内訳書の提出を依頼。 4社のうち、2社は既に内訳書を破棄、2社から提出のあった工事費内訳書を、第4回倫理委員会(3月5日)において精査し協議した。 2社の工事費内訳書について、両者間での意図的な数字の記入や共通点はないかという視点でチェックしたが、談合を推察できるまでの根拠を得ることはできなかった。 - 当該入札は1回目では予定価格を下回る入札者がなく、不調となり、再度入札が行われたものであることから、談合があったと結論付けることは出来ないと判断した。

3. 国交省中村河川国道事務所発注、河川と道路の維持工事で匿名の情報があつた事案

報道内容	建設業協会の対応
(3月22日高知新聞抜粋要約) 四国地方整備局は中村河川国道事務所が発注した河川と道路の維持工事(河川は後川と四万十川が1件ずつ除草や堤防補修など、道路は四万十一黒潮町、黒潮町一宿毛の国道56号で清掃や除草を含む維持補修)の一般競争入札4件について、入札前に「13年度維持工事で談合のうわさを聞いた」と匿名の電話があった。入札した上で改札延期を決めた。同局は「今後の調査に支障が出る」として参加業者数は明らかにしていない。	2013年3月入札の事案。第5回倫理委員会(3月29日)で協議。 事実関係が曖昧な報道内容になっている。 入札参加業者を調査することは可能であるが、発注者が調査中であり発注者に先行して協会が調査することは適切ではない。 いつでも会員に調査をすることが出来る状態にして、次の動き、報道を待つこととする。

※倫理委員会では委員会発足後の法令違反の事案に対応することを申し合わせ

Ⅲ. 会議開催実績 (コンプライアンス関連)

1. 理事会

1月11日(金)	・「法令遵守と信頼回復に向けての改善計画書」(最終)を決定
3月27日(水) (土木部会)	・「コンプライアンスに関する相談窓口」設置を協議

2. コンプライアンス委員会

(平成24年度)	議題 1. 独占禁止法違反の総括について
第4回 1月29日(火)	2. 今後のコンプライアンス活動について
	3. 越知町、国交省中村河川国道事務所発注工事における談合情報について
	4. その他
第5回 2月7日(木)	議題 1. コンプライアンス確立に向けての活動計画について
	2. その他
第6回 3月29日(金)	議題 1. コンプライアンスに関する相談窓口の設置について
	2. 中村河川国道事務所の河川・道路の維持管理業務に関する談合情報について
	3. 平成24年度のコンプライアンス活動報告と平成25年度活動計画について
	4. その他

3. 倫理委員会

第1回 1月15日(火)	委員への委嘱状の交付、倫理委員会設置要綱、公益通報取扱要綱、情報公開規程、「不祥事を起こした会員に対する措置基準」等を決定、委員長選出 議題 1. 「法令遵守と信頼回復に向けての改善計画書」について 2. その他
第2回 1月30日(水)	議題 1. 独占禁止法違反の総括について 2. これまでに寄せられた公益通報について 3. 今後のコンプライアンス活動について 4. その他
第3回 2月12日(火)	議題 1. 第2回倫理委員会の協議結果について 2. 今後の具体的活動計画について 3. 公益通報の状況報告について 4. 中村河川国道事務所発注工事の調査結果(詳細)について 5. その他
第4回 3月5日(火)	議題 1. 第3回倫理委員会の協議結果について 2. 支部訪問の実施結果について 3. 公益通報の状況報告について 4. 国交省中村河川国道事務所と越知町発注工事の事案について 5. その他
第5回 3月29日(金)	議題 1. 第4回倫理委員会の協議結果について 2. 平成24年度のコンプライアンスに関する活動報告及び平成25年度活動計画案 3. コンプライアンスに関する相談窓口の設置について 4. 公益通報の状況報告について 5. 中村河川国道事務所の河川・道路の維持管理業務に関する談合情報について 6. その他

コンプライアンス委員会・理事会と倫理委員会のこれまでの対応

	コンプライアンス委員会・理事会	倫理委員会
公益通報制度・改善計画	理事会 1月11日(金) 「法令遵守と信頼回復に向けての改善計画書（最終案）」 報告 意見 計画書修正 第1回 1月15日(火) - 改善計画書については概ね了解だが、四半期報告を市町村にも行うべきとの意見が出される。 - 公益通報取扱要綱等を決定 ・公益通報制度のスタート (H25. 1. 22) ・「法令遵守と信頼回復に向けての改善計画書」の策定 (H25. 1. 22) ・HPに財務内容、事業計画、理事会議事録を公開	
独占禁止法違反事案の総括等	第4回コンプライアンス委員会 1月29日(火) - 独占禁止法違反認定企業36社に行った聞き取り調査 (12/27～1/24) の結果を基に事案の総括 - 業界をあげた再発防止への取組 - 会議室管理の強化 - 当該事案の背景の分析 - 越知町、国交省中村河川国道事務所発注工事における談合情報 報告 意見 協会 第2回 1月30日(水) - 総括は了承するが、業界の経営の実態を詳細に把握すべき、トップの意識改革が必要等の意見が出される。 - 越知町の事案は、捜査中のため推移を注視する。事案発生が倫理委員会発足前であり、会員処分の基準には該当しないが、今後の状況を踏まえ判断 - 国交省中村河川国道事務所の事案は、コンプライアンス委員会が調査することとし、その結果報告を要請 ・独占禁止法違反事案の総括	

	コンプライアンス委員会・理事会	倫理委員会
独占禁止法違反事案の総括等	・ コンプライアンス委員会が、国交省中村河川国道事務所事案の入札に参加した4社に対して、工事費内訳書の提出を依頼→2社から提出 意見 報告	第3回 2月12日(火) - 国交省中村河川国道事務所事案は、コンプライアンス委員会が入札に参加した4社に工事費内訳書の提出を要請すべき。 第4回 3月5日(火) - 委員会で2社の工事費内訳書について、両者間で意図的な数字の記入や共通点はないかという視点でチェックしたが、談合を推察できるまでの根拠を得ることはできなかった。 - 当該入札は1回目では予定価格を下回る入札者がなく不調となり、再度入札が行われたものであることから、談合があったと結論付けることはできないと判断した。 - 越知町の事案は、入札参加者全ての刑罰が確定していないため、協会が調査を行うことにはならない。今後の状況を注視する。 中村事案は対応終了 越知事案は、今後の状況を注視
コンプライアンス相談窓口等	理事会 3月27日(水) コンプライアンスに関する相談窓口の設置について協議 第6回コンプライアンス委員会 3月29日(金) - コンプライアンスに関する相談窓口の設置について - 中村河川国道事務所の河川・道路の維持管理業務に関する談合情報について - 平成24年度のコンプライアンス活動報告と平成25年度事業計画について 報告 第5回 3月29日(金) - コンプライアンスに関する相談窓口、活動報告・事業計画は了承。 - 中村河川国道事務所の河川・道路の維持管理業務については、発注者が調査中であり、先行して協会が調査することは適当でない。状況を見極めつつ、いつでも調査出来るよう準備をする。 24年度活動報告、25年度事業計画の作成 (H25.4.5) コンプライアンスに関する相談窓口の設置(H25.4.8)	

平成 25 年度コンプライアンス関連事業
事業計画と実施スケジュール

4 月	行政機関に平成 24 年度の活動報告 「コンプライアンスに関する相談窓口」の設置(別紙) 違反認定企業との意見交換 (定期防災訓練)
5 月	5 月 20 日(月)定時総会 郷原信郎氏によるコンプライアンスに関する講演会開催
6 月	コンプライアンス委員会 倫理委員会 協会活動のチェック、改善策協議 ⇒ 協会に意見具申
7 月	行政機関に定期活動報告
8 月	1 2 支部、青年部、女性部等で講習会、勉強会
9 月	(定期防災訓練) 各社にコンプライアンス確立に向けた取組み状況の報告要請 コンプライアンス委員会 倫理委員会 協会活動のチェック、改善策協議 ⇒ 協会に意見具申
10 月	行政機関に定期活動報告
11 月	協会幹部による支部訪問、講習会、勉強会 (定期防災訓練)
12 月	コンプライアンス委員会 倫理委員会 協会活動のチェック、改善策協議 ⇒ 協会に意見具申 (年末特別夜間防犯活動)
1 月	行政機関に定期活動報告
2 月	各社にコンプライアンス確立に向けた取組み状況の報告要請
3 月	コンプライアンス委員会 倫理委員会 25 年度の活動総括、改善策協議 ⇒ 協会に意見具申

(随時実施)

コンプライアンス委員会、倫理委員会は必要に応じて随時実施
各企業で実施する講習会、勉強会のサポート、講師紹介等
ホームページ、機関誌等による情報公開、情報発信
コンプライアンスに関する各種広報事業

コンプライアンスに関する相談窓口

一般社団法人高知県建設業協会
コンプライアンス委員会

【相談者】

建設業者
〔会員、非会員
を問わない〕

【窓 口】

(一社 高知県建設業協会)

【取次窓口】

事務局

責任者
事務局長 川上勲夫

TEL:088-822-6181

FAX:088-823-5662

専任担当 1名

担当 1名

倫理委員会

(委員)

元高知県警察本部刑事部長

暴力追放高知県民セク事務理事

元公正取引委員会

弁護士

高知工科大学システム工学群教授

相談・報告

助言

(平成 25 年 4 月 8 日より開始)

【各種法令・規則・制度・その他に関するもの】

建設業法・入札契約制度
(他ダンピング等)

四国地方整備局、高知県土木部

独占禁止法

公正取引委員会四国支所

労働関連法令

(他パワハラ・セクハラ等)

高知労働局、各労働基準監督署

暴力団排除

高知県警察本部組織犯罪対策課

暴力追放高知県民センター

その他法令

所管官庁、各種団体
顧問弁護士